

『味地草』 えびす関連記述一覧

	所在	名称	内容
1	洲本府	戎	(「天文申安宅隠岐守城下略図」中に「戎」確認)
2	洲本府	洲本明神社	(略) 末社 (略) 蛭児一社 (略)
3	洲本府	蛭児祠	内町漁家街にあり、西宮を祭る (後略 寛政3年の再建時河口に出世魚が現れ吉瑞とされた)
4	相川村	蛭子社	海浜にして平野と云、享保中の官記に境内一畝十二歩免税の地と云、むかし胡麻島にありしをここに移す
5	畑田村	蛭児社	村の巽海浜にあり、小祠方二尺、松王社も合祭す、則松王と云畝号も此村にあり
6	内田村	弁財天社	本邑の南暁光明と云所の山上にあり (略) 本殿の左右に蛭児・大黒の小祠あり (略)
7	津田村	戎	(「船藏混雑之図」中に「戎」確認)
8	中津川村	蛭子石祠	上に同じ (「安雄神名考に著明す」)、濱にあり、例祭正月、亦同記 (「享保の官記」) 境内二畝無税
9	炬口浦	蛭児祠	二所にあり、一は海浜にあり、小祠拝殿後面に向ふ、別当成願寺、例祭正五九月十日を用ゆ、海浜守護神にして漁夫の尊神也、一は幡廟の北半町を去て人家に混して小祠也、里俗称して市蛭児と云、此近傍畝号に市場と云あり (略)
10	厚浜村	七福神社	畝号を恵美洲と云ふあり、社壺間半四方、南向、木像各容長二尺余 (略)
11	由良浦	戎社・蛭子社	(「由良浦往古之図」に「戎社」「蛭子社」確認)
12	由良浦	蛭児祠	二所にあり、一社は観音寺の近傍にして其地を蛭児の森と呼ぶ、其社を漁者の尊祭にして魚家魚の有漁を祈り社境の畝数二畝租税を蠲す、又一社は四町目の上丁と云にあり、其社は農民の尊神にして万穀豊穰を禱り境地の畝数壺畝十五歩諸樹伐採を停す、(後略 漁者の蛭児は子供の水遊びを妨げてはならぬとのお告げにより祠を閉じないことから水浴せの蛭児と呼ぶ)
13	由良浦	蛭子	(絵図中に確認)
14	由良浦	蛭児	(絵図中に確認)
15	安乎中田村	松林	村中央より午末の方、(略) 西の山鼻に荒神あり、谷口に戎の森あり
16	安乎下村	蛭子祠	東向海浜八幡行祠所に鎮祭す、元禄三年建立、別当東山寺
17	安乎下村	江井が原	(略) 一説に往昔八幡神体此所へ漂着す (略) 又云神体○ (魚編に責) に乗給ひて着岸すとも云へり
18	塩尾浦	戎	(畝号) 八王子より東浜までを云
19	塩尾浦	細代	(畝号) 戎濱より志筑濱村境までの海浜を云
20	塩尾浦	南の蛭子	海浜にして其地を戎濱と云、例年九月十日資蔭あり、享保十五年の記に見へたり
21	塩尾浦	北の蛭子	細代の濱に鎮祭、小祠、上同じ
22	塩尾浦	槎の亀の説	(亀が霊木に跨がって漂い、この霊木を得た者が富を得る話)
23	二ツ石村	戎の前	往昔社殿ありと云伝あれとも廃亡の時暦詳ならず
24	志筑浦	蛭児祠	奥の坊北並にして相去る事一町許、小祠浜手巽向
25	志筑浜村	蛭児社	大歳榜示の内田井と云にあり、福田寺の前也、石華表松林あり
26	大谷村	戎田	(畝号)
27	中ノ内村	蛭児 (社)	(「四社明神御旅所之図」中に記載あり) (記述は28生穂浦)
28	生穂浦	住吉蛭児皇帝社	観音の東海浜にあり、境地の畝数二畝三歩、貢錢を収む、享保の記に当社を載せたり (27と同一)
29	佐野村	蛭児祠	海浜にあり、地名佐野原と云、神境の畝数廿歩、租税免除せしむるの地也
30	佐野村	檜原蛭児祠	流田の上にあり
31	佐野村	小居蛭児祠	浜田の上にしてよもかつらの谷末也

	所在	名称	内容
32	佐野浦	蛭児祠	中村にあり、小祠浜手に向ふ、八幡寺司職、金毘羅住吉をも合殿に勧す、社壺間半に二間、瓦葺
33	育波村	蛭児	(「古城跡」絵図に記載、記述は34)
34	育波村	蛭子祠	例祭八月廿二日、別当成楽寺(33と同一)
35	斗ノ内浦	東の蛭児	小祠亥向二尺四方、銅葺、海浜官道の傍にあり
36	斗ノ内浦	西の蛭児	小祠亥向壺間半四方、瓦葺、上同じ
37	大川村	潮の井	海浜より十丁余上手山谷にして地名大野と云、汐水の出る処にして蛭殻の付たる石あり
38	大川村	寄神	平林境の海浜にして平林村に鎮祭する処の貴船の神像往古此地に漂着す、此村に内須丸と云地名あり、其地居住の農民二戸を社首に備へ此近傍田畝耕耘の衆農も社中にして毎年八月十六日右の二戸巡番を定此家に集会して祭事を興す、平林の里民も祭祀しての矢の式ありて猶平林の條に見へたり
39	室津村	八幡祠	(略) 蛭児祠、同所毎年八月廿二日相撲(略)
40	室津村	鯨谷・磯の谷	鯨谷とハ鯨の入たる事有しより号く(略)
41	尾崎村	枯木	地名枯木の鼻と称す、幡廟より十町許北の海浜出張たる所を云、一の枯木あり、高四尺九寸、何木と云事弁知する者なし、其形体人の立て両手を開くが如し、所謂靈木にして色赤黒く皮なし、天明四年に庵を営立す、里民の伝説に往昔一の枯木志筑浦へ漂流す、浦人は是を取て薪になさんと手をふれば即祟りあり、いかさま靈木ならん、長く止めなば禍もやあらんと浪のまにまに突流しぬ、其枯木尾崎の海浜に着けり、爰の浦人も前の如く携帰んとするに五体悩乱して奪ふ事ならず、仍て又突流せしが又元の所に漂着する事三度也、いかさま有縁の瑞恩なりとて道路に引上て尊信す、枯木といへども年を経て朽去る事なし(略)
42	尾崎村	蛭児社	八幡社の西川向にあり
43	尾崎村	戎堂	大谷の上北続にして則蛭児祠あり、前記に見ゆ(42)
44	上山村	蛭石	堂屋敷東の絶頂大石壺間四方許なる七八並立り、石面に蛭付ありし故の名なるべし
45	机浦	蛭児社	二社あり、一は観音堂の東にして東の蛭児と称す、一ハ浦長宅地の前にして西の蛭児と称す
46	藁浦村	大石	轟村堺海浜の畝号にして里俗の伝説に此村八幡神像むかしここに漂着すと云(略)
47	都志浦	蛭児社二所	一は新在家にあり、境内の畝数十二歩、租税免除す、一は浄土寺境内弥勒堂に並ぶ、方境の畝数壺畝余、是も租税免除せしむるの地なり
48	都志本村	菊水の井	(略) 蛭児祠 弥勒堂に並、社地は此村に属すといへとも都志浦漁夫の尊神にして社閣修宮都志浦より司る(47)
49	塔下村	戎原	大坪続上並を云
50	萬歳村	蛭児祠	枇験所北にして衆軒に混ず、社地の畝数十五歩許免税す(47と同一カ)
51	鳥飼下村	蛭児	(「実盛祠之図」絵図に記載、記述は52)
52	鳥飼下村	蛭児祠	同所漁家に混す、(略) 此地を蛭児条と云
53	廣石下村	蛭児社	同谷口南の山東にあり、乾向
54	廣石下村	戎が本	穴の谷西並曠圃の名也
55	委文中村	清浄寺	(略) 往古の本尊ハ海岸にて穿つ所の石造にして容長一尺二寸許、背ニ蛭貝附けり、今猶仏殿に安す(略)
56	庄田村	じうゑん	鳶か谷の西南の平田、委文中村境にして同所蛭児祠あり(略)
57	上塚村	餘り神	竹の下の下岨にして祭神恵比須、例祭正月十日を用ゆ
58	下塚村	餘り神	田中の古木を称す、名義詳ならず
59	湊浦	蛭児祠	壺間半に壺間瓦葺、金比羅社、住吉小祠、此三社ハ漁家の南戎丁と云にあり(略)
60	湊里村	湊口神社	(略) 当国十三社の其一也、祭神蛭児尊と云(略)

	所在	名称	内容
61	松田村	蛭兒祠	下井手の坤、小祠東向、神境十歩許、租税を免除す、官所の神社記に社僧長福寺と著明す
62	掃部村	蛭兒祠	(略) 神境の畝数十歩許、租税を免除せしむるの地也、当社ハ商売の尊神にして往古此村に商市ありし故地名に市道、市川原と云も其遺跡なり、例祭正月十日、七月十七日、九月九日を用ゆ、社僧榮福寺也
63	脇田村	癩普門坊	(略) 本尊医王仏ハ長二尺余往年川底より出現の石像にして蛭壳村けり(蛭貝付けりカ)
64	西路浦	蛭兒祠	湊街道にて衆戸に混す、小祠南向、官処の神社記に社僧藥泉寺と見へたり(略)
65	志知川浦	蛭兒祠	延宝中の官記及神名略考に当社著明す、享保十三年官記に境地の畝数四歩免税の地にして社僧光明寺、社地は山王橋北の川辺にあり
66	夙村	惣持庵	日光寺馳道の近境にあり、本尊阿弥陀五像(略) 蛭兒小祠、境地に鎮祭す、東向(略)
67	北方村	片寺	(略) 正保四年方印宥盛採筆の古縁起あり、云仁明帝御宇当寺尊像大亀に乗て西海より光を放て此入江に着来たり、故に一寺を建安塔して乗龜山西光寺と号す(略)
68	江尻浦	蛭兒祠	江善寺の西二町、人家に混す、小祠午未向、寛永四年享保十三年の官記に当社を載せて社僧江善寺、觀正寺社人あり、神境の畝数廿二歩、租税免除の地にして湊浦官道也、社前を市場と称す
69	慶野村	西宮社	里俗称して北戎と云、松帆中央より北にして荒神祠等あり、西方海汀を距る事六十間許、享保中官所の記に蛭子の祠神境畝数八畝許、此内一畝許ハ社殿の地官林禁の畝数七畝余ハ樵斧を停ずと也、又当社ハ官所の神社集に社人ある事見へたり、例祭正月十日・十五日・八月十日を用ゆ、正月十五日村民頭あり、的矢の式を興す、毎年六月土用丑の日冷病を患るものハここに群詣して社前の潮水に入浴し病を治する、炎暑の焦沙に裸体を仰跌或ハ匍匐して背を乾す事数遍也、俗呼で是を慶野の湯治と云
70	慶野村	戎	(絵図中に確認)
71	大榎列村	三宅神社	(略) 社僧威光寺、(略) 蛭兒小祠 神境に鎮祭す(略)
72	三条村	道薫坊術	(「上村日向所蔵之書」に蛭兒尊に関する記述)
73	三条村	蛭子祠	大御堂の西、社殿二間瓦蓋、例祭正月十日、社僧慈恩西光の両員也
74	市村	蛭兒社	(略) 抑当社の草創其時曆詳ならずといへども或説に聖徳太子初めて市を立給ふ時事代主命に誓ひて商の神とせしより四十年余を歴て国毎に事代主を祭り市を立て商の術を創む(略)
75	市村	蛭兒面	村より巳の方
76	市村		(「本村福永両榜示之図」中に「蛭子」「蛭子免」確認)
77	津井村	蛭兒山	右各濱榜示に属す
78	阿那賀浦	蛭兒	(「春日社地之図」絵図に記載、記述は80カ)
79	阿那賀浦	蛭兒社	海浜にあり、南向拝殿二間に二間半瓦葺、明和三年十二月石華表建立す
80	福良浦	蛭兒祠	島中の乾にあり、坤向拝殿石の鳥井等あり、神境の畝数六間に四間、租税を免除せしむるの地なり、官所の神社集に著明して社僧神宮寺
81	福良浦	蛭兒祠	慈眼寺門前街路にあり
82	西山北村	蛭兒祠	同処にあり、中世右方に稲荷を勧請す、神境の畝数五畝六歩、此内二畝許社殿の周廻馳道などにして諸樹の採伐を停す、例祭正月廿五日、陰神陽神古き木像にして里老の口碑にむかし福良の海洋より網にかかりて出現せしを背負来ここに勧す、其故に沖の蛭兒と称す、別当八幡村護国寺

	所在	名称	内容
83	伊賀野村	蛭児山	穀内山の北壺町許円山にあり、当社は官所の神社集に社人ある事見へたり、猶宝永五年の記にも然り、小祠辰向頂上の方境十五間に十二間、租税を免除せしむる処の地也
84	下本庄村	蛭子祠	安雄神名考に著明す、尚地所方向追尋をまつ
85	下本庄村	戎の前	村中央より二町程西にして池の上
86	塩屋村	蛭児祠	瀬山の東谷にあり、石華表石階を登る事八間許、社境の畝数百歩許、租税免除す、例祭正月十六日、社僧上本庄村清瀧寺、陰陽の木像に五彩を加ふ
87	吹上村	蛭児祠	吹上白浜半より巽の方斜にして浪際より壺町半許に石祠あり
88	吹上村	大日堂	長尾山金剛寺と号す(略) 庵室及太神蛭児合殿に勧す(略)
89	阿万西村	本庄キバ	(略) 又此海浜の磯ハ往古神体亀に乗て上りしと云伝説もあり
90	仁頃村	蛭児祠	村の南森の内に勧す、神境の畝数壺畝廿歩余、官税を免すと云事享保十二年の記に見へたり
91	土生村	蛭児祠	二社海浜に鎮祭す、一社は蛭児、一社は妙音天十五童の尊容各木像、(略) 里俗の云妙音天ハ飯器杓子所持の像にして飯器童子と尊称す、沼島浦の漁夫海魚得かたき時はここに祈り密に尊像を携へ帰り船に乗て海洋に至りなば必有漁也、是を沖の大黒と尊称す、凡漁夫常に尊信するハ蛭児の神像にして沖の蛭児と称すれども当社を沖の大黒と謬りしハ一笑すべし、近時神前鎖して内外する事を停す、是里俗伝説のままを誌す
92	油谷村	蛭児祠	祢宜此村にあり、神境の畝数二歩租税を免す
93	油谷村	濱戎祠	上同じ(村中央より)二町許の方のあり
94	油谷村	蛭児大己貴社	地名まぐらの谷口にあり、小祠也
95	吉野村	蛭児祠	村の巽にして社境五間二尺、享保十二年官所の記に畝数二歩貢賦を除す、周廻は官禁の林也、或は里民当社祭神罔象神にして愛敬守護の陰神と云
96	総川村	蛭児社	村より卯の方にして神境二間四方官禁乃林也、享保の官所記には畝数四歩租税を除すと云
97	黒岩村	蛭児社	境地の広サ三間四方官禁の林也、享保の記には畝数十歩貢調を除すと云
98	白崎村	蛭児祠	小祠海浜にあり、境地は方四間官禁の林也
99	来川村	蛭児社	海浜にあり、境内二間四方、享保の官所記に畝数は四歩租税を除す
100	沼島浦	八幡社	(略) 蛭児社 華表の左にあり(略)
101	沼島浦	西光寺	(略) 本尊阿弥陀像ハ昔此浦南の海洋より出現する所にて其海岸を今阿弥陀波恵と云(略)
102	沼島浦	観音堂	(略) 当尊像は出現の靈仏にして此浦西南にあたりて観音菩薩と云あり、此所より出現ありければかく号くとなん(略)
103	沼島浦	平波倍	(略) 読経神楽を奏し詣人雲集す、是を龍王祭と称す、祭り終りて後酒壺升許を海面に流は必大サ二疊許の亀浮ひ其酒を飲む事年々然りと也(略)
104	沼島浦	蛭児祠	八幡華表の左にあり(100と同一)
105	宇原村	蛭児社	清水寺の西に社巽向(略) 社僧清水寺也
106	中筋村	久次米	一村の未申の方平見の未申続の地に蛭児小祠を鎮座す、小祠壺間に壺間半、萱葺、例祭三七両月十日を用
107	中筋村	蛭児祠	往昔は大社莊嚴にして神境を市場と呼ぶ、天正年中社殿回録して延享年中官所に願を経て重修す、神像ハ昔椅坂の仏匠某靈慶によりて造像しここに鎮座す、又水晶の色をして大サ蜜柑の如き宝珠あり、是も其仏匠今宮の蛭児に詣ける帰路の時足駄にかかりて得たる処の珠にして是も像と共に神納せしと也(略)
108	郡家濱村	蛭児社	濱の宮坤人家の中にあり、同処制札場あり、享保中官記に境内畝数一畝六歩免税とあり

	所在	名称	内容
109	多賀村	伊佐奈岐神社	(略) 撰社 (略) 楠御前 祭神蛭児尊
110	江井浦	蛭子松尾合殿	小社方壺間瓦葺、地名畠中と云にあり、浦より午の方にして享保中の官記に方境の畝数十八歩無税地、例祭正六両月十日を用ゆ、当社ハ里正高村氏遠祖建立すと云ん
111	江井浦	蛭子社	地名濱と云にあり、小祠壺間に壺間半、拝殿壺間半に二間、瓦葺、享保中の官記に方境の畝数壺畝九歩免税の地と也、例祭正六の両月十日を用、一古松あり、龍宮松と云
112	江井浦	蛭子住吉合殿	神見町の海浜に勧す、小祠方壺間半瓦葺、例祭六月晦日を用、当社ハ享和の頃官所に願を経て建営す
113	桃川村	神宮寺	(略) 本尊不動明王立像長式尺許、背に貝殻属す、当尊は旧ト泉州篠田と云処の寺家及本尊ともに大水に廃す時に海洋に尊像の漂流する事年ありて江井崎の南中の谷海辺より網にかかりて引上、其地と此村に属して地名しのだと云此故に山号に用ゆ (略)
114	草加北村	明神崎	浜通長十三町半の内草加中村境平磯より三町程北に出崎ありて一画を云、頂上に小祠ありて西濱明神と称す、(略) 末社蛭児寅向 (略)
115	草加中村	八幡祠	八王子谷の東並、村の北涯山際にあり (略) 末社九祠菅神・熊野権現・高良・秋葉・金比羅・蛭児・住吉・春日・伊勢等本殿の南西にあり (略)
116	草加中村	蛭子が谷	谷田の東並、小谷にして池二処あり
117	仮屋浦	蛭児祠	三所に鎮祭す、世俗称して是を仮屋の三蛭児と云、一ハ来馬村境戎の町にあり北の蛭児と云、享保中の官記に云 (略) 一ハ中の町にあり中の蛭児と云、一ハ谷村の属地寄神と云にあり寄神の蛭児と云 (略)
118	谷村	蛭児社	海辺にして地名を寄神と云 (略) 当社の地所は此村たりといへとも仮屋浦より祭司す、其委由は猶仮屋浦条下に照合すべし
119	谷村	寄神	村より東南の間にして宝蔵院より仮屋迄の濱辺と云、濱長南北へ長百二十間也
120	下田浦	蛭児祠	小祠海浜に向ふ、享保の官記に社境の畝数式畝租税免除の地と云
121	釜口浦	蛭児祠	地所ハ東にして例祭正月十日を用ゆ、別当野田坊
122	楠本村	湯槽跡	(略) 享和年中此地に薬師小祠を造立して尊容を安す、其像は此村の農夫二人脚力をして夜陰岩屋浦に走りける途中海辺に光明嚇然たり (略) 灯篭をもて見るに薬師の木像なれば是を得て帰る (略)
123	楠本村	蛭児祠	田中川の良にあり、南向の小祠也
124	岩屋浦	(岩屋浦)	京都六角堂如意輪観音長一寸八歩ハ淡州岩屋の海より唐櫃に入れて打寄せたりと云事元亨釈書式拾八卷にも載たり (略)
125	岩屋浦	石窟	石櫛樟の社あり (略) 両柱に蛭児を合祭、二神始め蛭児を産まし此神三歳になる迄足猶立す故に石櫛樟船にのせて風の間に間に放ち捨つと云の事蹟を存す所也とも云是に拠あるやう也 (略)
126	岩屋浦	松帆浦 蛭児小祠	御番所の巽に並
127	岩屋浦	異骨	文化五年八月中旬此浦楠本村境なる浜辺へ大白骨漂着せしを漁人漕婦り (略) 其頃浪華に持行雑候場にて見世物にすと云
128	賀集中村	薬師堂	(略) 末社恵美洲社を鎮祭すと見へたり (略)

『淡路国名所図絵』 えびす関連記述一覧

	所在	名称	内容
1	石屋村	磐櫛樟神社	祭神 三座 伊弉諾尊 伊弉冉尊 蛭兒尊／貫道云 磐櫛樟神社式文にハ岩屋神社と出たり、岩窟の内に二神に蛭兒を合せ祭る、二尊始め蛭兒を産たまひ磐櫛樟船に載て流したまふといへる事跡を残せり、又淡路神社記にも石屋神社ハ石窟の中にある小祠なるべしといへり／
2	岩屋浦		如意輪像の乗った朱の唐櫃を引き上げる話（元享釈書等にあり）
3	松帆	蛭兒祠	祓川の良松林の内にあり
4	洲本 内町	蛭兒祠	内町の濱漁家町にあり、西宮太神宮を勧請す（後略 寛政3年の再建時河口に出世魚が現れ吉瑞とされた）
5	由良	八幡宮 蛭子社	鳥居傍に蛭子社あり
6	廣田宮村	蛭子社	里人云当社いにしへは頗る大社にして莊嚴なりしかども天正中回祿にかかりてより今の如く僅の小社となれる、此地名を市場といふ、按に古此所におひて市を立しなるべしとぞ、神像ハ浪花の仏匠某靈夢□よりてこれを造鎮座する也、又水晶の色せし大さ蜜柑の如き宝珠あり、是も是仏匠今宮の蛭子社に詣でける帰路の時奇異に得たる宝珠なるを像と共に納めしと聞ゆ
7	市村	恵美須社	同村の北ニあり（略）／相伝聖徳太子始めて市を立しめ給ふ時蛭兒尊ハ商売を守るを以てこれを祭らしむと云（略）
8	市村	麻績堂	一説ニ総社の祭礼に産穢の者ハいづれも避て当村の麻績堂に産育せし故ここを産所といふ、（略）、又飯山寺社記にハ伊弉諾伊弉冉の二神・日神・月神・蛭兒・素戔鳴等を生給ふ地なるゆへに産生といふと作り、今ハ大御堂といへり
9	市村	木偶操座	道薫家伝曰蛭兒神滄溟に漂ふを多年にして和田の崎にて光神となれり、時に漁人ありて邑君と号し百太夫と称す、姓ハ藤原名は正清といふ、海上に児童あり、貌神の如し、託宣すらく我ハ蛭兒なり、我宮殿なし、汝海浜に仮宮を立よと、即ち西宮戎三郎殿これなり、ここに道薫坊といふ者ありて神に給仕よく神意に合へり、道薫身没て後ハ神を慰むる者なき故に風浪起りて海陸ともに大に困しめり、仍て百太夫此事を朝廷に奏し勅を奉て道薫が形を造り舞せければ神よろこび給ひて海陸ともに謚になれり、夫より百太夫ハ国々を巡りて此術をもつて衆神を祭り神慮を慰むるを業とせり、後に百太夫淡路国に止り此三條村に住し其業を伝え来るとあり（略）
10	十一箇所村	総社	本社十一座 中央天照太神宮／左 伊弉諾尊・・・／右月読尊 素戔鳴尊 蛭兒尊（略）
11	沼島	西光寺	本尊阿弥陀仏いにしへ此浦の南の洋より出現する所にて其古跡を今阿弥陀波倍といふ
12	沼島	観音堂	泊ニあり、補陀洛山と号す、本尊千手観音海上出現と云、則当浦の西南ニあたりて観音ばゑと云あり、此所より出現したまふとぞ
13	沼島	猩々波倍	瓊矛之露ニ曰、泊の三郎太夫と言もの此礁の上にて猩々にあへり、酒を乞ふに任せ五升の酒を求めて与ふ、猩々吞終つて海に入んとす、三郎太夫働ハ如何といひければ汝が家の戎棚に在と答へけり、帰りて見れば百銅の鳥目あり、取遣へども減らず一生の間家甚富りとぞ、子孫今に泊里にありとぞ
14	沼島	平波倍	例年六月三日此処にて社僧祝官集会して読経神楽を奏し詣人群参す、是を龍王祭と称す、祭終りて後酒壺升ばかりを海面に流す、此時必ず大ニ暈許の亀浮ひ其酒を飲むこと年々変ることなしと言ふ、淡国通記にも見たり

	所在	名称	内容
15	沼島	屏風巖	(略) 阿弥陀波恵ハ前にいふ西光寺の本尊を漁夫の引上たる所なるゆへ号く、観音波恵もひとしく観音堂の本尊出現ありし古跡なりとぞ
16	福良	福聚山慈眼寺	寺記に云、当山ハ観自在薩埵靈応の地にして鳴門の海中より出現し給ふ尊像なり (略)
17	福良	蛭兒祠	
18	湊里村	湊口神社	延喜式に出祭神蛭兒尊と云、或云速秋津日子速我津日売の二神とも云
19	倭文中村	清浄寺	本尊阿弥陀仏座像長凡二尺許、尤往古の本尊ハ海岸にて得る所にして背に蠣貝附けり、今猶仏殿に安す
20	古津路村	西宮社	蛭兒尊を祭る (略) 此社を北の戎と云、南の方にも戎小社ある故に号く／毎年六月土用中の丑の日冷病を患ふる者ここに群詣して社前の潮水を浴し又陸に上がりて炎暑にあたりし濱の焦沙の上に裸体を仰臥あるひは匍匐して惣身を乾せば疾病を治すとてこれを行ふ者夥し、俗にこれを慶野の湯治といふ
21	鳥飼下村	仏崎	鳥飼川の筋海に入所より五町ばかりに出崎あり、突出る崖の長さ三十間余、往古当村善光寺の霊像出現ありし地ゆへ号くとぞ
22	廣石下村	堺寺観音堂	本尊千手観世音 (略) 当尊像は至ての古仏にして往古推古帝の御宇当国南の濱に漂着することろの沈水香木を以て観音の霊像を作り大和国吉野の比蘇寺に安置し給ふ (略)
23	葛尾村	龍宝寺	本尊大聖不動明王 (略) 一夜の夢に天童来つて告るによりて当国阿万の庄吹上の海底より不動の尊像を感得したまふ (略)
24	草加中村	明神崎	濱通りの出崎なり、一島の頂上に小祠ありて西濱明神と称す (略) / 祭神 伊弉諾尊 伊弉冉尊 末社 蛭兒尊 (略)
25	都志本村	浄土寺 戎社	
26	桃川村	神宮寺	(略) 本尊不動明王像長二尺許、背エ貝殻つきたり
27	多賀村	伊佐奈岐神社 楠御前	楠木の下にあり 蛭兒尊を祭る
28	尾崎村	枯木祠	(略) 社の内に一の枯木あり (略) 所謂霊木なり、往古此海辺に漂着せしを浦人等引上て尊信すとぞ (略) 里俗伝て云往昔此枯木はじめハ志筑の浦に漂流す、浦人これを取て薪になさんと手をかくれば忽ち祟りあり、いかさま霊木ならん、長く止めなバ禍もや有んと浪のまにまに突流しぬ、其枯木又尾崎の海浜に着たり、爰の浦人もひとしく携へかへりて薪にせんとするに五体悩乱して奪ふ事あたわず、仍て又突流せしが又元の所に漂着すること三度に及へり、是奇異のことなり、正しく有縁の瑞ならんとて道路に引上て尊信す、年を経るといへども聊も朽損じることなし、終に祠を造りて明神と崇むと也、或云此枯木を削て瘡病の者にせんじ服せしむれば直ちに平快すといふ
29	机浦	富嶋薬師堂	(略) 海中出現の尊像と云 (略)

『兵庫県漁業慣行録』 祭祀禁忌

津名郡

由良浦	漁夫の信仰する処の神は蛭子・金刀比羅・住吉其他種々あれ共就中出石神社を信仰す（祭神は天日槍にして漁民は之れを岬神と言ふ）、該神社は本浦人家を距る凡二十丁の処にあり漁民之れを漁神と称し春秋の二季祭典を執行す、当日には浦内漁夫船持のものは各弁当を携へ船方を誘引し船に來り参詣し大漁を祈る、又不漁打続く事あれば岬神社（該神を言ふ）を穢したる杯と言ひ臨時祭典を執行する事あり、婦人社内に入れば必ず崇りをなすと往昔よる言ひ伝へ今に其境内に入らずと言ふ、○漁夫は修験者或は旅僧を信じて米錢を供し且無料にて止宿せしめ漁祈祷或は病気の全癒を祈り彙點を乞ふ杯の習慣ありしも近來に至りては漸く其風一変せしと言ふ、○漁戸に産婦あるも漁業は一日も休止する事なしと雖共一週間親族の内へ別居するか又は一家内に室を隔て火を別になすの例なり、蓋し海神の産穢を忌むと言ふを恐れてなり
洲本	漁夫の信仰する神は其数多しと雖共就中最も帰依するものは巖島神・蛭子神又産土八幡神・春日神及金刀比羅神等とす、○春秋兩季祈祷神酒上を為し漁期の労を慰め及漁業に関する一切の事項を談話す、又浦祭りと言ひ土偶人を弄する事あり、漁夫鯨を大魚様と唱へ之れを敬信する事篤し、故に目前に遊泳し來るも之れを捕獲するの念更になし、若し寄り鯨ある時は其肉等は之れを分配するも其骨は僧を招き供養をなして之れを用ふ事あり、蓋し鰯の群集は鯨の賜なりと言ふに因れり、○漁期中修験者或は族僧等大漁祝と唱へ漁家を徘徊し毎戸に出入す、漁者は為めに多少の米錢等を供するあり、○漁戸に産婦ある時は該家の者は一日休業す、但其翌日は漁業を営むも食事万般他の乗組のものとは隔別し又総て后れて之れを為す、其意由良浦に同じ
潮浦	漁夫の信仰する処の神は其数四、就中最も帰依するものは事代主・伊田記の兩神とす、而して格段に信ずるものは事代主にして漁戸至る所此神を祭らざるはなし、故に漁期中時々其神社に集り各自大漁を祈る事あり、之れを事代主の神酒上げと言ふ、天禄年間よりの慣行なり、○漁戸に産婦ある時は産忌と称し三日間漁業に出でず又他の漁夫三十日間該戸に出入せざるを常とす、其意由良浦に同じ、○油を覆す事は家の内と雖共特別に之れを忌むの習慣なり
塩田浦	漁夫の信仰する処の神は郷社 春日神社・村社住吉神社・事代主神を始め紀伊国いたきの神社とす、就中最も信ずるものは事代主神にして漁期中は該社に集り各自の大漁を祈る、之れを戎神の神酒上げと言ふ、且集合の時は酒を呑み漁期中の労を慰め或は浦中漁業に関する一切の事項を談話するを以て目的となせり、○鯨獸敬信の事洲本に同じ、○漁戸に産婦ある時は産忌と称し三日間休漁す、其意由良浦に同じ
志筑村	漁戸の信仰する処の神は概ね戎神にして村中其社あり、年々一五九の三月に餅投げをなして祭典を行ふ、不漁の時は漁夫集合して臨時祈祷する事あり、○産忌の事塩田浦に同じ、然れ共又之れを忌まざるものもあり
生穂村	本村漁夫の最も信仰する処の神は事代主神・住吉神にして春秋の二季祭祀をなし大漁を祈る、又恵美須講と稱し毎月漁業者の家に集り事代主神を祭り漁夫会集して神酒上げと稱し宴会をなすの例あり、是時には漁業一切の事項を談話し或は漁者の約束等を定むるの例なり
佐野村	漁夫は事代呂主神・住吉神・八幡神を信仰す、而大漁の時は事代呂主神に祈り又海浜に住吉神・村社八幡神社を祭り酒飯を供して海上の安全を祈れり、○毎月十五日陰曆は休業するの例なり、蓋し城州男山石清水八幡神社に於て放生会ありし如く殺生の業をなすに此日を除く時は罪惡を滅すと言ふ仏説に由りしならん、○漁祈祷と唱へ年々四月頃事代呂主の社前に於て村社の祠掌を頼み祭祀し其近傍にて人形芝居を興行す、○漁戸に産婦ある時は産穢と稱し忌むと雖共產婦のみ席を隔てて食物は別火とすれば漁夫は漁業に従事するも妨なしと言ふ

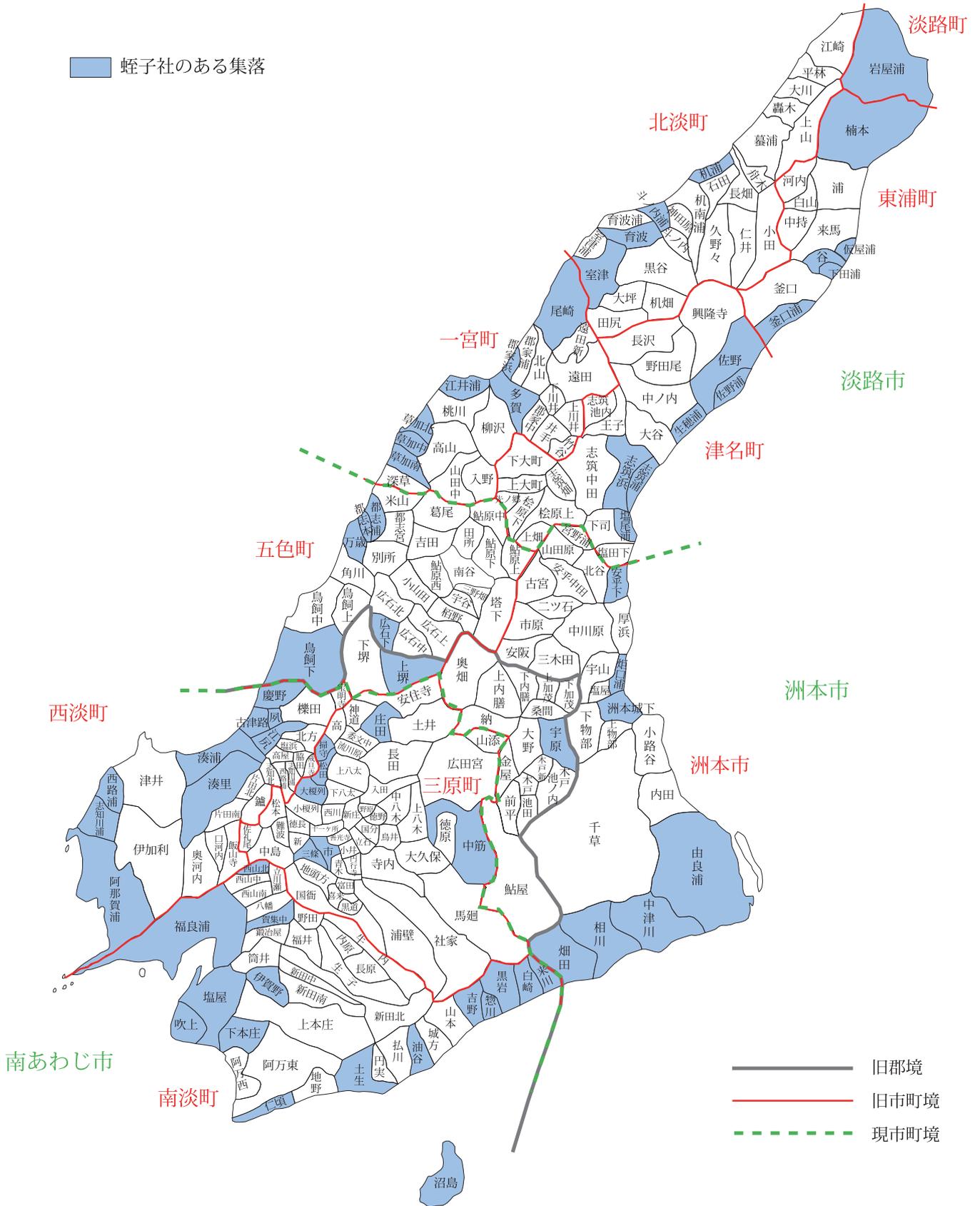
仮屋浦	仮屋浦の内仮屋組及久留麻村漁夫の信仰する処の神は其数五、就中最も帰依するものは事代主神・勝尾社とす、而して格段に信ずるものは事代主神にして漁期中不漁なる時は該社に集り祈祷を行ふ、又鯨獣敬信の事及産穢により休業をなす事洲本に同じ、○仮屋浦の内下田組は漁戸に産婦ある時従前は産忌と称し三日間休漁するの例なりしが近来は漁者他の家に避けて出漁する事となりたり
岩屋浦	漁夫の信仰する神は蛭子・金刀比羅・住吉・八幡及産土神其他浦内の神社仏閣は悉く帰依信仰す、就中蛭子・住吉・八幡の三神は最も帰依するものにして例祭の尚臨時に祭典をなす、殊に毎月十五日陰暦は八幡神の殺生日と称し漁夫一般休業をなせしが近来は其例を廃せり、○本浦に於て毎年二月十五日陰暦浦祈祷と唱へ産土神前に於て人形芝居を興行せり、是て年内の漁獲を祈るものなりと言ふ、○鯨敬信の事洲本に同じ、○漁戸に産婦或は死亡者ある時は忌と称し一日間必ず休業す、其意由良浦に同じ
富島村	漁夫の信仰する処の神は蛭子・住吉・龍神・金刀比羅の諸神にして就中蛭子は最も帰依せり、故に例祭をなし又大漁の時は臨時祭を執行し神酒を漁者一般へ酌み与へ或は角力・芝居等を興行す、○漁戸に産婦ある時は産忌と称し其夫一日間休業す、其意由良浦に同じ
斗ノ内村	富島村に同じ、但産婦ありたる時は三日間休業するものとす
育波村	富島村に同じ、但産婦ありたる時は三日間休業するものとす
室津村	富島に同じ
尾崎村	漁夫の信仰する処の神は二神なり、就中最も帰依するものは戎神とす、大漁ありたる時は戎魚と唱へ捕魚の内二三尾の大魚及神酒洗米等を供して之れを祭り以て向來の大漁を祈る、又毎年六月八月共に陰暦二回該神社へ神酒洗米を供し酒を呑み漁業に関する一切の事項を談話し或は規約等の事をなす、○漁戸に産婦ありたる時は産忌と称して三日間休業す、又近隣に産婦ありたる時は二十一日間交通を絶ちて其穢を忌避す
郡家村	漁夫の信仰する処の神は龍神・蛭子とす、就中最も帰依するものは蛭子神にして漁期中時々集りて各自の大漁を祈る、之を蛭子神の神酒上げと唱ふ、尤も或る場所に於て神酒上げを為すは信実の信仰上より之れをなすにあらず、集合して酒を呑み漁期中の労を慰め或は漁業に関する一切の事項を談話するを以て目的となすものあり、○漁戸に産婦ありたる時は産忌と称し五日間又は一週間漁業に出でざるを例とす、其意由良浦に同じ
垂井村	漁夫の信仰する処の神は蛭子神とす、○漁戸に産婦ある時は三日間休漁するを例とす
草香村	漁夫の信仰する処の神は蛭子神とす、漁期中は大漁を祈るために常に参詣す、漁戸に産婦ありたる時は産忌と称し従前は一週間、近来は三日乃至五日間休漁す、其意由良浦に同じ
都志村・ 万歳村・ 鳥飼村	漁夫の信仰する処の神は金刀比羅神・住吉神・事代主神なり、就中事代主の神は蛭子と称し別して尊敬す、毎年陰暦一月八日は漁者一同の内にて順次当番を立て供物神酒等を調進し参詣する漁者に神酒を披露する杯の周旋をなす、其費は祭祀に際し毎戸より二銭又は三銭を募集せしものを以てす、○本村漁者往昔より亀を龍神の使と称して敬信す、時として網に掛り之れを捕ふる事あるも酒を飲まして海中に放つ、鳥飼浦には亀産卵の為め上陸する事あれば忌竹を建て注連縄を張りて諸人之れに触る事を戒む、○漁戸に産婦ありたる時は必ず別火をなし其穢を忌む事甚し、而して漁業は大概三日間休止するの例なり

三原郡

沼島村	<p>漁夫の信仰する神は種々あり、就中最も帰依するものは八幡神及金刀比羅神・住吉・戎神とす、而して時々氏神に集し神酒上げをなし或は漁期中の労を慰し或は漁業上の談話をなす、又正五九月十五日陰暦は殺生日と称し休業して氏神を祭るの例なり、○漁夫は鯨又は海馬を戎と唱へ之れを敬信する事太し、故に目前に遊泳し来るもの之れを捕する事をなさず、蓋し該獣は鯛杯を逐ひ来り漁夫に福利を与えしによりなり、故に之を称して餌どろ即ち戎どろと言ふ、○産婦ある時は産忌として八日間漁業に出ざる例なれ共近年は別火をなさい之れを忌まざる事となれり</p>
福良浦	<p>漁夫の信仰する神は村社八幡大神及蛭子神・和田津海神等にして漁期中時々集合して大漁を祈る、○漁戸に産婦ある時は産忌と称し一週間漁業に出でざるを例とす、是れ海神産の穢れを忌むと言ふを恐れてなり</p>
阿那賀浦	<p>漁夫の信仰する神は蛭子大神とす、本村に蛭子神社あり漁期中は常夜燈を点じ神酒を供し大漁を祈るの例あり、但問屋又は網持の者之れを主る、○不漁甚しき時は漁夫合せ毎戸身分相応の集金をなし海浜に於て海祭と唱へ操り人形を興行し以て大漁を祈るの例なり、○産穢の事は福良浦に同じ、○猿と言ふ事は漁戸大に之れを忌むの習なり、故に猿廻し杯来る共決して入らしむる事なし、又酔を忌むの例あり、故に鮓の如きも決して用ゆる事なし、口碑によるに其猿を忌むは昔し或る漁者漁場に魚柱と唱ふる魚群を認め直に網を使用せしに魚果して網中に群る時に其漁夫誤てさると言ひしが群魚忽ち枉して群猿に変ぜしを見て大に驚愕し爾後遂に其業を廃せしとに因り又酔は素網を曳くと言ふに嫌ひありとて遂に一般の漁者の忌む所となりしと言ふ</p>
湊村	<p>凡ての神仏を信仰して大漁を祈願す、就中最も帰依するは事代主神にして毎年一度漁祭と称し操人形を演じ衆人に縦観せしむ、演劇中蛭子舞の一齣を加ふ、即ち蛭子命竿を投じて鯛を釣り大黒布袋総角の童子共に酒に酔ふて舞踏するの状なり、演じ終れば漁夫一斉に大漁々々と呼び以て大漁を祝し万一不漁なれば前祝と称し酒を呑み或は千光寺に護摩を焚に或は産土神社に詣て通夜の祈願をなす、又漁獲のある毎に懸の魚と唱へ魚二尾を掲げ神社に参詣す、○海亀は戎亀様と唱へ之れを尊崇する事篤し、若し網に罹る事あれば礼して之れを於陸に上り卵を産する事あれば笹を樹て注連縄を張りて之れを保護す、○漁戸は一般猿を忌むの習風あり、○漁戸に産婦ある時は其夫は八日間漁業に出ず、但し家族及雇夫は別火する時は漁業に従事するも支障なし</p>

# えびすマップ

■ 蛭子社のある集落



『兵庫県市町村合併史』（1962年 兵庫県総務部地方課編）付図より作成

## 史料解題 淡路島のえびす信仰

### はじめに

淡路島は現在も洲本市由良の成ヶ島においてウミガメの上陸・産卵が夏に繰り返されていることで有名である。また島内各地の浜辺に「御亀塚」「海神亀塚」などの標石が残されているように、漂着物や寄り物への信仰が盛んなところである。また、全国で広く信仰される「えびす」の由来を国生み神話の中で足が立たず舟に乗せて流されたとされる「ヒルコ（蛭子）」に求める説があるが、国生み神話の舞台として語られる淡路島において「えびす」はどのような存在にとらえられてきたのか。本報告では『味地草』『淡路国名所図絵』両書から、「えびす」および「寄り神」に関連する記述を抽出し、前掲の一覧を作成した。

19世紀半ばに著された淡路の地誌『味地草』には、島内全ての村・浦に関する記述がなされている。その内容は神社仏閣や名所、伝承、旧記の引用、さらには畝号一覧など多岐にわたる。同じく近世の地誌である『淡路国名所図絵』は、『味地草』ほど網羅的ではないものの詳細な記述がなされている。

またあわせて、明治期の『兵庫県漁業慣行録』に記載された漁業者における祭祀と禁忌に関する記述も一覧化した。

### 1. えびす社の分布

近世における淡路の自然集落は津名郡 134、三原郡 132、合わせて 266 集落あり<sup>(1)</sup>、沿海部にある集落は津名郡 59、三原郡 26 となる<sup>(2)</sup>。このうち『味地草』の記述によれば「えびす」を祀る集落は 69 あり、1 つの集落に複数の社を持つケースも見られることから、社（合祀も含む）の数は 82 にのぼる。

なお、『味地草』中でえびす社は「蛭児社（祠）」「蛭子社（祠）」などと表記される。「蛭児」と「蛭子」に意図的な使い分けがなされているのかどうかは不明であるが、「戎」に関しては、絵図中の記載、畝号のみに用いられている。以下文中では「蛭子」「蛭児」は全て「蛭子」に、「社」と「祠」は区別なく「社」に統一して記した。

『味地草』中で「蛭子社」を持つとされる集落を地図上に示す（前掲マップ）と、ほとんどが沿海部の集落であることが分かる。沿海部の村・浦 85 のうち、蛭子社（合祀も含む）を持つ集落は 55 にのぼる（古津路のみ、『味地草』への記述がなく『名所図絵』での確認<sup>(3)</sup>）。

内陸部の蛭子社は 13 社みとめられ、この数少ない内陸部集落の「蛭子社」のうち、谷村は仮屋浦の者によって祭祀が行われており、西山北村は福良で網にかかった陰陽の神像を勧請したものであるとされるなど、海浜との直接的な関わりをもつ。また内陸部の「蛭子社」には商売の神として祀られる傾向がある（掃守・市・中筋）。

沿海部の村である厚浜村には七福神社があり、その畝号は「恵美洲」とされるが、これがいずれの性格を持つかは不明である。

また、沿海部で蛭子社をもたない集落の内、大川村には「寄り神」の伝承が、藁浦村には神像漂着の伝承がある。

## 2. えびすの分類

先に見た沿海部のえびすと内陸部のえびすの性格の違いについて、いくつかの例から考えてみたい。

炬口浦には2ヶ所の蛭子社がある。その記述は以下の通りである。

蛭児祠 二所にあり、一は海浜にあり、小祠拝殿後面に向ふ、別当成願寺、例祭正五  
九月十日を用ゆ、海浜守護神にして漁夫の尊神也、一は幡廟の北半町を去て人家に混し  
て小祠也、里俗称して市蛭児と云、此近傍畝号に市場と云あり

また由良浦にも2ヶ所の蛭子社がある。

蛭児祠 二所にあり、一社は観音寺の近傍にして其地を蛭児の森と呼ぶ、其社を漁者  
の尊祭にして魚家魚の有漁を祈り社境の畝数二畝租税を蠲す、又一社は四町目の上丁  
と云にあり、其社は農民の尊神にして万穀豊穰を禱り境地の畝数壹畝十五歩諸樹伐採  
を停す

この両社の記述は、同じ「えびす」に対する信仰であっても、漁業を生業とする者が祀るえびすとその他の生業の者が祀るえびすは一緒にされてはならないことを示すものと考えられる。

後述するとおり、漁業者にとっての「えびす」は漁の成否、ひいては生活そのものを左右する極めて重要な神であった。

## 3. 「寄り神」・漂着の伝承

「えびす＝漂着神」という考え方は全国各地に広くみられるが、『味地草』の記述をみるかぎり淡路の「えびす」は漂着しない。漂着するのはえびす以外の神仏であった。

『味地草』にみられる漂着神は5例、うち2体は八幡神、1体は貴船神、1体は陰陽神、残る1体は不明である。大川村は貴船神像が漂着したとされる集落で、漂着した場所が「寄神」という地名として残っている。また具体的に神像が漂着したという記述はないものの、谷村にも「寄神」という地名が残っていることから、同様の伝承があったものと推定できる。ともに海浜部の地名である。

神像よりも多くみられるのが仏像で、6例が認められる。亀に乗って、櫃に入って、網にかかって、など漂着の方法はさまざまである。このほかの漂着物として霊木が2例、骨が1例ある。

漂着とは直接関わりはないものの、内陸部上山村の蛸石、大川村の潮の井など、貝の付着した石や仏像などの記述が多くみられることも興味深い。

## 4. 近代の漁業慣行にみるえびす信仰

明治22年の『兵庫県漁業慣行録』には当時の漁業慣行が詳しく記されているが、中でも祭祀・禁忌に関する記述からは、おそらく近世から受け継がれているであろう漁業者の信仰をうかがい知ることができる。

いずれの集落もえびす神（事代主神）を信仰しており、春秋の祭典を行っている。加えて

漁期中には大漁を祈念してまつりごとを行い、津名郡では特に漁期中に行うこの神事を「戎神（事代主）の神酒上げ」と称している。不漁の際にも集って祈禱を行うなど、えびすは漁業者の生活の中心にあって篤く信仰されていたことがわかる。

また、大漁をもたらす存在として鯨を敬信する風習もある。小魚を引き寄せてくれる鯨やウミガメ、あるいはイルカ、マンボウなどの大型海洋生物を「えびす」と称するこうした風習は全国的にもみられるものである。

## 5. 全国のえびす信仰との類似性

漁業者のえびす信仰は全国的にみられ、その特色はそれぞれ異なるものもあれば類似性をもつものもある。ここでは2つの例を挙げておきたい。

### ①えびす盗み

三原郡土生村「蛭児祠」の記述中に以下のようなものがある。

里俗の云妙音天ハ飯器杓子所持の像にして飯器童子と尊称す、沼島浦の漁夫海魚得かたき時はここに祈り密に尊像を携へ帰り船に乗セ海洋に至りなば必有漁也、是を沖の大黒と尊称す

不漁の際に「沖の蛭児」と称する像を盗み出して船に乗せると大漁になるという話である。こうした信仰は瀬戸内地方に広くみられるもので、香川県白鳥町には明治期に淡路島の漁師によってえびす像が盗まれたという話が残っている<sup>(4)</sup>。

### ②男女神

三原郡塩屋村の蛭子社には陰陽2体の神像が祀られているという。淡路では他にみられないが、福岡県の十日恵比須神社は天正期に香椎浜で「夫婦恵比須尊像」を得たという話があり、鹿児島県でも男女2体の神像をえびすとする例がみられるという<sup>(5)</sup>。

以上、近世期における淡路島のえびす信仰についていくつかの傾向と特色を紹介した。今後淡路島におけるえびす信仰の研究に際し、この一覧が考察の一助となれば幸いである。

(福永明子)

(1) 近世における淡路の自然集落は、「旧高旧領取調帳」によると津名郡124、三原郡132とされる。しかしながら、『味地草』では津名郡の釜口、佐野、斗ノ内など10の集落で「村」と「浦」が別の集落としてあげられており、また前掲マップのベースとした『兵庫県市町村合併史』付図も『味地草』同様「村」と「浦」を区別したものとなっている。そのため本文中では津名郡134、三原郡132として考察を行うものとする。

(2) 沿海部集落数のカウントは前掲マップに使用した『兵庫県市町村合併史』付図による。

(3) 記述から慶野の西宮社と古津路の西宮社は同一と考えられる。古津路には南北2つの蛭子社があったとされるのでカウント上は慶野・古津路それぞれ1社とする。

(4) 『えびす信仰事典』P164。佐賀県玄海町（P170）、大分県（P174）の例もある。

(5) 『えびす信仰事典』P168、176。

## 参考文献

小西友直・小西錦江編著 『味地草』 1975年 名著出版

暁鐘成編 『淡路国名所図絵』 1851年（嘉永4）跋文、1894年（明治27）刊

兵庫県総務部地方課編 『兵庫県市町村合併史』 1962年

吉井良隆編著 『えびす信仰事典』 1999年